

全建労発第 34 号

令和 4 年 9 月 8 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 奥 村 太 加 典

(公印省略)

令和 4 年度「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」への
ご協力をお願いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、独立行政法人勤労者退職金共済機構より、別添のとおり毎年 10 月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め、今年度においても令和 4 年 10 月 1 日から同 31 日までの期間を同強化月間とし本会に対し加入促進等の協力依頼がありました。

つきましては、本制度について、貴協会会員の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

労働部 又木

勤退共発第 6 7 号の 6
令和 4 年 9 月 1 日

(一社)全国建設業協会
会長 殿

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
理事長 水 野 正 望



令和 4 年度「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」への
ご協力をお願いについて

建設業退職金共済制度の推進と円滑な運営につきましては、平素より格別のご指導、ご高配を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、勤労者退職金共済機構におきましては、かねてより、建設業退職金共済制度の普及と履行の徹底を図るため、厚生労働省及び国土交通省のご後援をいただき、毎年 10 月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、さまざまな活動を展開してきたところです。

今年度におきましても、令和 4 年 10 月 1 日から同 31 日までの期間を同強化月間として、月間中に関係の建設業団体、建設事業主はもとより全国の主な公共工事発注機関等のご協力を得ながら、多方面にわたり加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動を予定しているところです。

つきましては、同月間中の本制度に係る広報をはじめとする各種行事等の実施に関しまして、貴団体のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和4年度
建設業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

1 趣 旨

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業に係る退職金制度であり、建設現場で働く労働者の福祉の増進と建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

本制度には現在約17万の建設事業主、約215万人の労働者が加入していますが、上記の目的の達成のためには、できるだけ多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要です。

また、本制度の被共済者である労働者の方々に共済手帳が確実に交付され、就労日数に応じた確実な掛金充当が行われる制度の履行確保を徹底することが不可欠です。

本強化月間は、関係諸機関、諸団体のご協力の下、下記の加入促進、履行確保活動を重点的に実施することにより、本制度のより一層の充実を図ることを趣旨とするものです。

2 実 施 期 間 自 令和4年10月 1日
 至 令和4年10月31日

3 後 援 厚生労働省 国土交通省

4 協 賛 団 体

建設産業専門団体連合会	全国中小建設業協会	日本建設業経営協会
建築開口部協会	全国鉄筋工事業協会	日本建設業連合会
住宅生産団体連合会	全国道路標識・標示業協会	日本建設躯体工事業団体連合会
消防施設工事協会	全国防水工事業協会	日本建築板金協会
全国圧接業協同組合連合会	全国マシック事業協同組合連合会	日本左官業組合連合会
全国圧入協会	全日本瓦工事業連盟	日本サッシ協会
全国解体工事業団体連合会	ダイヤモンド工事業協同組合	日本室内装飾事業協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会	鉄骨建設業協会	日本シャッター・ドア協会
全国基礎工事業団体連合会	日本アンカー協会	日本造園組合連合会
全国クレーン建設業協会	日本埋立浚渫協会	日本造園建設業協会
全国建設業協会	日本ウレタン断熱協会	日本タイル煉瓦工事工業会
及び各都道府県建設業協会	日本外壁仕上業協同組合連合会	日本電設工業協会
全国建設業協同組合連合会	日本型枠工事業協会	日本道路建設業協会
全国建設産業協会	日本機械土工協会	日本塗装工業会
全国建設産業団体連合会	日本基礎建設協会	日本薦工業連合会
全国建設室内工事業協会	日本橋梁建設協会	日本保温保冷工業協会
全国建設労働組合総連合会	日本金属工事業協同組合	プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国コンクリート圧送事業団体連合会	日本空調衛生工事業協会	プレストレスト・コンクリート工事業協会
全国さく井協会	日本計装工業会	プレハブ建築協会
全国タイル業協会	日本建設インテリア事業協同組合連合会	(五十音順)

5 協力依頼機関・団体

(1) 行政機関

都道府県労働局・地方整備局・労働基準監督署・公共職業安定所・都道府県・市区町村（順不同）

(2) 金融関係団体

（一社）全国銀行協会・（一社）全国地方銀行協会・（一社）第二地方銀行協会・（株）商工組合中央金庫・信金中央金庫・全国信用協同組合連合会・労働金庫連合会（順不同）

6 実施事項

(1) 加入促進及び履行確保の推進

- ① 建設業退職金共済制度の加入促進を図るため、厚生労働省及び国土交通省の出席を得て、主な建設業団体を対象に「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催します。
- ② 元請事業主を訪問し、下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼します。あわせて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を行います。
- ③ 公共発注機関・旧公団等に対し、工事に参加する未加入事業主への加入指導を要請します。
- ④ 民間発注者団体に対し、本制度のPR及び普及を図り、未加入事業所に対する加入勧奨が図られるよう依頼します。
- ⑤ 工事現場等で本制度への認識を高めるため、パンフレット等を備付・配付します。
- ⑥ 関係官公庁、建設業団体が開催する各種会議において、積極的に制度説明を行うとともに、加入勧奨を行います。
- ⑦ 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所への「建退共現場標識」（シール）の掲示を要請します。
- ⑧ 掛金収納書提出方式（四連符方式）未実施の市区町村の多い都道府県を重点に、当該都道府県の協力を得て、未実施の市区町村に四連符方式を実施するよう依頼します。
- ⑨ 共済契約者に対し、対象労働者のすべてに対する共済手帳の交付及び適切な掛金の充当を要請するとともに、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及徹底を図ります。なお、履行が不十分な共済契約者に対し、前述の適正な履行の確保を要請します。
- ⑩ 元請事業主と下請事業主との就労実績の報告を円滑に行えるよう開発した「就労実績報告書作成ツール」のPR及び普及を図ります。
- ⑪ 電子申請方式による掛金納付方式の導入及び積極的な利用の推進を図ります。

(2) 表彰の実施

本制度の普及徹底、加入促進及び履行確保について、特に貢献のあった事業主団体、事業所または個人を表彰します。

(3) 広報活動

- ① テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア及び地方公共団体・建設業関係団体等の発行する広報紙（誌）において、本制度に関する広報を強化します。
- ② ポスター、パンフレットの作成・配布、DVD・ホームページの活用等により、積極的な広報活動を行います。

のご案内

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に備いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

制度の特長

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条第1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。共済証紙の現物交付及び退職金ポイントにより元請負人が負担した下請の掛金も、工事原価に算入できます。

5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

6 電子申請で手続き可能

掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どこかの事業主で掛金が納められたかを確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。



令和3年6月現在

支店一覧表

支店名	支店番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	050-0004	札幌市中央区北五条通1-1 北海道建設会館内	011-221-1411	011-221-1230
青 島	050-0803	青森市中央1-1-1 青森県建設会館内	017-284-1122	017-284-1117
秋 田	050-0873	秋田市旭町1-1-1 秋田市建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
岩 手	010-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111
秋 田	090-0001	秋田市山王1-1-1 秋田県建設会館内	0186-22-2222	0186-22-1111
宮 城	090-0004	仙台市青葉区中央1-1-1 宮城県建設会館内	022-251-2222	022-251-1111
山 形	090-0004	山形市中央1-1-1 山形県建設会館内	023-632-2222	023-632-1111

加入から退職金を受け取るまで

Step 1

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を含むなら総合、専門、臨別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く労働者であれば、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運搬工・現場事務員などの職種を問わず日給制・月給制に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専任社員、[中小企業退職金共済法]に基づく中小企業退職金共済制度、清洲製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の若も含みます）が集まって任意組合を作り、当該組合が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などは、その事業主である任意組合に属した労働者とみなすことにより、制度を適用することになります。

建退共制度の手順

Step 2

加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して、各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に申し込んでください。

※加入の手続きに関しては、費用はかかりません。



Step 3

加入すると

加入すると、事業主には「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には？



特別共済契約者証 (大手企業用)

現場で働く方には？



共済契約者証 (中小企業用)

見本



特別共済契約者証 (大手企業用)

見本



共済契約者証 (中小企業用)

Step 4

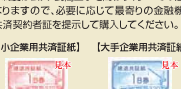
掛金を納めるには

【共済証紙貼付方式】

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて最寄りの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

【中小企業用共済証紙】 【大手企業用共済証紙】



100円券 320円 1000円券 3200円

共済証紙の貼りは方？

雇用している労働者に賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、徴いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印することで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行、一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



Step 7

退職金を受け取るには

退職金は、労働者（被共済者）が建設関係の仕事をしなくなったとき等に、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上あったときに、受け取ることができます。退職金を受け取るには、労働者（被共済者）又はその遺族からの請求により、その請求人個人の普通預金口座に直接支払われます。

（なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

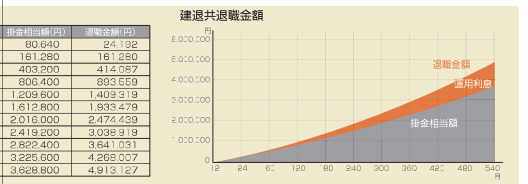
退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と住民票、退職所得の受給に関する申告書、個人番号及び身元保証のための書類等を添えて、各都道府県の建設業協会等にある建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額のうち3～5割程度に相当する額となります。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



Step 6

労働者が（被共済者）退職したときは

労働者（被共済者）が退職した時は、共済手帳を必ず労働者（被共済者）に渡してください。あわせて、建設業の事業所が変わっても制度に加入している事業所であれば、引き続き退職金の掛金納付が継続できることを確認してください。退職金の受給資格を有する労働者（被共済者）に対しては、退職金の請求ができる旨をお伝えください。

Step 5

共済手帳の更新時期は

「手帳更新申請書」又は「手帳更新申請書（掛金助成）」に必要事項を記入して、共済手帳を添えて各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。

250日分の共済証紙を貼り終えた場合は？

共済手帳に250日分（1冊目の掛金助成手帳は200日分）の共済証紙を貼り終えた場合は、更新手続きを行ってください。

次回更新時期が到来した場合は？

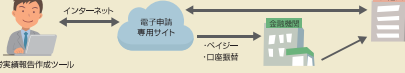
令和2年11月以降に建退共が発行した共済手帳の表紙には、「次回更新時期」が記載されています。「次回更新時期」が到来したときは、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

次回更新時期が記載されていない共済手帳の場合は？

交付日から2年を経過した共済手帳は、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

※電子申請方式を利用している場合は、電子申請用サイトを通じて更新時期をお知らせします。

【電子申請方式】



就労実績報告作成ツール

インターネット

電子申請専用サイト

ページャー

口番機

建退共

電子申請方式の申請は？

就労実績報告作成ツールまたは建退共HPから「電子申請方式申込書」を出力（ダウンロード）し、建退共支部へ提出して下さい。建退共本部より領IDとパスワードを記載した専用サイトへアクセスして専用サイトへアクセスして下さい。

就労実績ファイルの作成は？

就労実績報告作成ツールに公共・民間工事を問わず働いた日数を入力し、就労実績ファイルを作成してください。

掛金の充当は？

建退共本部において、労働者（被共済者）の就労実績に基づき、あらかじめ購入された退職金ポイントを掛金へ充当（納付）します。

※掛金は金融事業主が負担するものであり、給与の天引き等でも一部でも労働者に負担させることはできません。